

○緊急用開口部の使用に関する協定書

日本道路公団四国支社松山管理事務所（以下「甲」という。）と、大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「乙」という。）とは、松山自動車道川中トンネル西坑口、立山トンネル西坑口緊急用開口部（以下「開口部」という。）の使用について、下記条項のとおり協定を締結する。

（使用の範囲）

第1条 乙は、次に掲げる場合で、かつ、緊急を要するときに限り開口部を使用できるものとする。

一 傷病者を収容、又は搬送する場合

二 火災、災害発生時（火災原因及び損害調査を含む。）の出動に当たって、高速道路の渋滞又は通行不能のため当該現場に速やかに到着することが困難な場合

（使用の通知）

第2条 乙は、開口部を使用する場合は、甲に通知するものとする。但し、事前に通知するいとまのない場合は、使用後速やかに報告するものとする。

（使用後の施錠）

第3条 乙は、開口部から進入又は退出した場合は、その都度閉鎖し、施錠しなければならない。

2 乙は、開口部を使用する場合に、開口部の門扉又は錠前に異常を認めたときは、直ちに甲に通知するものとする。

（通行権の返納）

第4条 乙は、開口部から退出した場合は、入口料金所で受け取った通行権をすみやかに甲に返納しなければならない。

（鍵の貸与）

第5条 甲は、乙に開口部の鍵を貸与するものとし、乙は鍵の貸与を受けた場合は、甲に受領書を提出するものとする。

2 乙は、開口部の鍵を紛失、盗難により亡失した場合は、すみやかに甲に亡失した状況等を文書をもって届け出るものとする。

（鍵の返納）

第6条 乙は、開口部を使用して実施する業務を遂行及び継続することが困難であると認められるときは、開口部の鍵を返納するものとする。

（鍵の保管）

第7条 乙は、開口部の鍵の保管責任者を指定するものとし、その保管責任者は善良な管理者の注意を持って保管しなければならない。

2 乙は、前項の保管責任者を指定した場合は、すみやかに甲に文書で通知するものとする。

（その他）

第8条 この協議書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成12年8月10日

甲 日本道路公団四国支社
松山管理事務所
所長

乙 大洲地区広域消防事務組合消防本部
消防長